

高梁市空き家情報バンク制度について（注意事項）

本制度は、市内で増加する空き家の二次活用を促し、市外からの移住や、市内での賃貸住宅の住み替え等の居住の用に供することで、移住・定住の促進を図るとともに、周辺環境に悪影響を及ぼす放置空き家を防ぐ一助として、市内空き家情報をインターネットサイトで広く周知し、空き家物件の所有者と利用希望者を互いにマッチングできる場を提供するものです。

利用登録をされた皆さまへ

- 希望の物件があった場合は、「高梁市空き家と移住の窓口」までご連絡ください。
- 所有者との物件売買・賃貸借に係る取引（交渉から契約、引き渡し等）については、当事者間で行っていただくこととなります。物件の交渉・契約において発生したトラブルは当事者間で解決を行ってください。
- 売買等の合意形成までには、家屋の状況や土地情報（登記名義人や地目・地籍など）などの必要な情報を所有者に求め、十分確認してください。また、売買契約では物件の売買価格のほかに、契約書作成費用や登記費用、固定資産税などの諸費用について買主・売主どちらが負担するかを事前に合意しておくことも重要です。
※特に空き家に付随して農地がある場合は、農業委員会での手続きが必要となるので注意してください。
- バンク登録物件には、上水道が敷設されてないもの（井戸・湧水）や、下水道の敷設がない地区で、し尿汲み取り（し尿券）による場合もあります。物件の内覧などで事前に確認してください。
- 市内それぞれに町内会が存在し、町内会活動や奉仕作業などがあります。入居にあたっては利用登録の際に誓約いただいた事項を遵守いただき、地域の一員として協調連帯に努めていただくようお願いします。

空き家と移住の窓口について

- 高梁市への移住を希望される方に対して、地域のことや生活面など、きめ細やかな相談・サポートを行うために専門の相談窓口を設置しています。
相談員が、高梁暮らしのご案内、お手伝いをいたしますので、お気軽にご相談ください。
- なお、相談員は、不動産仲介事業者や買主・売主の代理人ではありません。所有者と利用者の間で行われる物件売買・賃貸借に係る取引（交渉から契約、引き渡し等）については、あくまでも当事者間で行い、物件の交渉・契約において発生したトラブルは当事者間で解決を行ってください。

空き家情報バンクお問い合わせ先
高梁市空き家と移住の窓口

TEL：0866-56-0080